

自己資本調達手段に関する契約内容の概要および詳細（単体および連結）（平成28年12月31日現在）

（平成26年金融庁告示第7号、別紙様式第三号）

【期限付劣後ローン】

|    |   |  |
|----|---|--|
| 1  | 発行者   | 株式会社滋賀銀行   |
| 2  | 識別のために付された番号、記号その他の符号                       | —  |
| 3  | 準拠法   | 国内法  |
|    | 規制上の取扱い                                     |  |
| 4  | 平成三十四年三月三十日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い | Tier 2 資本に係る基礎項目の額   |
| 5  | 平成三十四年三月三十一日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い   | —  |
| 6  | 自己資本比率の算出において自己資本に算入する者                     | 株式会社滋賀銀行   |
| 7  | 銘柄、名称又は種類                                   | 期限付劣後ローン   |
|    | 自己資本に係る基礎項目の額に算入された額                        |  |
| 8  | 連結自己資本比率                                    | 20,000百万円  |
|    | 単体自己資本比率                                    | 20,000百万円  |
| 9  | 額面総額  | 20,000百万円  |
|    | 表示される科目の区分                                  |  |
| 10 | 連結貸借対照表                                     | 負債   |
|    | 単体貸借対照表                                     | 負債   |
| 11 | 発行日   | ①平成24年 3月28日<br>②平成24年 3月28日<br>③平成24年 3月28日<br>④平成24年 3月28日   |
| 12 | 償還期限の有無                                     | あり   |
| 13 | その日付  | ①平成37年 1月 6日<br>②平成37年 1月 6日<br>③平成37年 4月 1日<br>④平成37年 4月 1日   |
| 14 | 償還等を可能とする特約の有無                              | あり   |
| 15 | 初回償還可能日及びその償還金額                             | ①平成32年1月6日に限り、全額または一部<br>②平成32年1月6日に限り、全額<br>③平成32年4月1日以降の最初の利息支払日、全額<br>④平成32年4月1日以降の最初の利息支払日、全額または一部<br>（注1） |
|    | 特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額                    | なし   |

|    |  |   |
|----|--|---|
| 16 | 任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要   | ①なし<br>②なし<br>③平成32年4月1日以降の各利息支払日、全額<br>④平成32年4月1日以降の各利息支払日、全額または一部<br>(注1) |
|    | 剰余金の配当又は利息の支払  |   |
| 17 | 配当率又は利率の種別   | ①固定<br>②固定<br>③固定から変動<br>④固定  |
| 18 | 配当率又は利率  | 2.319% (注2)   |
| 19 | 配当等停止条項の有無   | なし  |
| 20 | 剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無   | 裁量なし  |
| 21 | ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無                                       | なし  |
| 22 | 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無   | あり  |
| 23 | 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無  | なし  |
| 24 | 転換が生じる場合   | —   |
| 25 | 転換の範囲  | —   |
| 26 | 転換の比率  | —   |
| 27 | 転換に係る発行者の裁量の有無   | —   |
| 28 | 転換に際して交付される資本調達手段の種類   | —   |
| 29 | 転換に際して交付される資本調達手段の発行者  | —   |
| 30 | 元本の削減に係る特約の有無  | なし  |
| 31 | 元本の削減が生じる場合  | —   |
| 32 | 元本の削減が生じる範囲  | —   |
| 33 | 元本回復特約の有無  | —   |
| 34 | その概要   | —   |
| 35 | 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類 | 一般債務  |
| 36 | 非充足資本要件の有無   | あり  |
| 37 | 非充足資本要件の内容   | 実質破綻認定時損失吸収条項なし   |

(契約内容の詳細)

(注1) 金融庁の事前承認が得られた場合に、書面による事前通知をもって償還可能。

(注2) 加重平均により算出。